

「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定  
電気通信設備に関する接続約款の変更案」に対する提出意見

－加入光ファイバに係る接続メニューの追加等－

(意見募集期間:令和3年5月29日(土)～同年6月28日(月))

意見提出者一覧

計 7件(法人等:5件、個人:2件)

(敬称略)

受付	意見提出者
1	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
2	楽天モバイル株式会社
3	ソフトバンク株式会社
4	株式会社 オプテージ
5	KDDI株式会社
6	個人A
7	個人B

該当箇所	御意見
<p>特定光信号端末回線伝送機能(フレキシブルファイバ)について</p>	<p>フレキシブルファイバが卸から接続になることで、提供条件が明確化されること自体は望ましいことと考えます。</p> <p>現在卸で利用している事業者が接続に移行する場合の条件や手続きについては、接続事業者と十分協議の上で決定することを要望します。</p> <p>また、今後ルーラルエリアのフレキシブルファイバの認可申請も予定されていますが、光ファイバが地方における国民生活の重要なインフラであることは全国どこでも変わりません。人口が少ない地域に新たに敷設する光ファイバの多くがフレキシブルファイバになってしまうと、都市部と過疎地で光ファイバの利用料に大きな差が生じることになります。これは地方の振興にとって悪影響になることから、フレキシブルファイバの制度化が都市部と地方の料金格差の固定化につながらないよう、引き続き検討することが必要です。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>特定光信号端末回線との接続に係る経過措置</p>	<p>フレキシブルファイバを複数の事業者間で共用する場合の接続料および条件については、フレキシブルファイバに関する今後の一般的なルールになりうることから、現在利用中の事業者に限らず、接続事業者等の意見を広く取り入れ、原則として接続約款の変更手続により規定する必要があると考えます。</p> <p>(一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会)</p>
<p>電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第一種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の変更案全体</p>	<p>本約款案において、ビル屋上に新規設置されるフレキシブルファイバに係る料金や接続申込み等のフロー、手続きに必要な時間の目安等が明示されたことにより、適正性、公平性、透明性が担保されたことについて賛同いたします。</p> <p>フレキシブルファイバの接続メニューについては、現在利用している卸から接続への移</p>

	<p>行に係る手続きや保守ルールなど、事業者も含めて調整を行うべき事項が存在していることから、引き続き NTT 東西殿及び事業者間において議論を重ねていくべきと考えます。</p> <p>一方で、迅速な提供とシステム・運用コストの抑制の観点から、なるべくシンプルで全事業者に最適な形でスモールスタートさせるべきだと考えます。</p> <p>なお、卸の共用は事業者間の合意を前提としてきましたが、接続メニューについては、要望すれば必ず共用することを可能とすべきだと考えます。</p> <p>(楽天モバイル株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線の接続料について</p>	<p>今般、東日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 東日本殿」といいます。)及び西日本電信電話株式会社殿(以下「NTT 西日本殿」といいます。)(以下併せて「NTT 東西殿」といいます。)が申請した特定光信号端末回線の接続メニューが追加されることについては、ポトルネック性を有する第一種指定電気通信設備の提供条件の透明性・公平性・適正性が確保される方向であることから、当該内容に賛同します。</p> <p>また、接続料の算定方法については第一種指定電気通信設備接続料規則第 10 条に則した網改造料で算定を行う前提となっており、現時点の実態に鑑み異論ありません。但し、今後特定光信号端末回線の利用が増加し、当該機能の利用形態が加入ダークファイバの一般的な引き込み方法の一つであるとみなされる状況になった場合には、網改造料ではなく、網使用料として提供を行うよう改めて検討されるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線管理機能について</p>	<p>移動体通信事業者の基地局展開においてビル屋上向けに敷設する特定光信号端末回線は需要が高く、今後更なる利用増加が想定されることに鑑みれば、本申請に関する説明資料*に「今年度中を目途に特定光信号端末回線に関する正式な受付システム等を整備して対応する予定で検討が進められているところであり、別途それを踏まえた接続約款の変更認可申請が行われる予定」と記載があるとおり、事業者間で速やかに議論を行</p>

	<p>ったうえで、今年度中に特定光信号端末回線に係る正式な受付システムを整備し、運用の効率化を図るべきと考えます。</p> <p>なお、当該システム整備にあたっては、接続事業者の負担が過度にならないよう、例えば加入ダークファイバと共通で利用可能な機能の特定を精緻に行う等により、最小限のコストで実現されるべきと考えます。</p> <p>*「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可申請に関する説明(加入光ファイバに係る接続メニューの追加等)」令和3年5月</p> <p><a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000752460.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000752460.pdf</a></p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線の手続きについて</p>	<p>特定光信号端末回線の手続きに関し、今後様式の変更など、運用に関する変更が一方的に行われた場合、接続側事業者側のシステム改修が間に合わず変更内容に則した運用が困難になるなど極めて大きな影響が生じかねません。このため、NTT 東西殿にて運用に関する変更が必要となることが想定される場合には、当該事象が判明した時点において速やかに接続事業者へ周知のうえ、事前に十分な議論を行い、接続事業者への影響を最小化することが必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>
<p>その他のフレキシブルファイバの接続メニュー化について</p>	<p>5G エリア展開の本格化並びにローカル 5G の今後の展開等により、NTT 東西殿加入ダークファイバ提供エリア外のルーラルエリアにおける光ファイバ調達需要もますます高まっている状況です。こうした点に鑑み、ルーラルエリアにおけるフレキシブルファイバについても可及的速やかに接続メニューの提供条件を整理し、接続約款の改定が行われるべきと考えます。</p>

<p>特定光信号端末回線の接続料について</p>	<p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>ニーズに基づき新たに構築されるフレキシブルファイバに安易に接続ルールを適用することは、接続事業者は先行投資を含まないコストで設備を使うことになり、NTT 東西殿のみに負担を強いることとなります。そうなった場合、「自ら造る」よりも「NTT 東西殿から借りる」方が有利となり、NTT 東西殿を含めた多数の自己設置事業者における投資インセンティブを阻害することにつながりかねないため、接続として取り扱う範囲については慎重な議論が必要であると考えます。</p> <p>今般申請された新たな接続メニューにおける個別設備区間(特定光信号端末回線)の設備は、接続事業者が基本的には占有する設備を当該接続事業者のニーズに基づきNTT 東西殿において新たに構築するものです。このことから当該接続事業者に個別の費用負担を求める「網改造料の算定式」により算定することは、設備設置事業者の事業性の観点から適当であると考えます。</p> <p>(株式会社オプテージ)</p>
<p>新たな接続メニュー(特定光信号端末回線の接続)に係る接続料</p>	<p>今般の新たな接続メニューでは、フレキシブルファイバ(卸電気通信役務)と同様に、NTT 東・西局舎を始点とし、終点の接続事業者設備までの区間について、一気通貫で利用できる利便性を維持しつつ、また、局内ダークファイバ、加入ダークファイバについては既存の接続料が適用されることとなりました。本対応は、接続料の算定等に関する研究会での検討が早期に反映され、接続約款に明記されることで、透明性が確保されることから、賛同致します。</p> <p>なお、新たに構築する個別設備区間については光ファイバファイバ設備を設置する場所ごとに費用が異なることが想定されることから、接続事業者への費用開示(概算金額の提示)にあたっては、より透明性を高めるために、費用内訳(配管〇m、地中掘削〇m等)</p>

	<p>を開示いただくことを要望致します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>特定光信号端末回線との接続に係る手続について</p>	<p>今般の新たな接続メニューでは、接続約款に手続き方法や手続きにかかる標準的な期間が定められ、提供条件の公平性、透明性が確保されることから、左記の内容に賛同致します。</p> <p>なお、より公平性を高めるためには、例えば、以下のような点において、特定の事業者が特別に優遇された取引条件で提供を受けていないかどうか総務省にて確認・検証いただくことを希望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各種情報の提供時期(光ファイバのエリア化予定等)</li> <li>✓ 線路敷設における各種交渉の優先度(民地交渉等)</li> <li>✓ 設備枯渇時における優先度</li> <li>✓ その他、現状公開されていない情報</li> </ul> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>新たな接続メニュー(特定光信号端末回線の接続)に関するその他の料金</p>	<p>新たに整備される受付システムの開発費は、特定光信号端末回線数で按分し、『特定光信号端末回線管理機能』に追加され、接続メニューを選択した事業者が負担することになります。仮に、システム開発費が高額となると、新たな接続メニューはフレキシブルファイバ(卸電気通信役務)に比べて低廉な料金で利用できるようになったにも関わらず、低廉料金の効果を享受できなくなってしまう恐れがあります。</p> <p>例えば、新たな接続メニューと同様の情報を管理していると想定されるコロケーションスペースの管理システムを流用する等により費用を低減するための検討や、開発内容、費用負担の方法について利用事業者との十分な協議の機会が設けられるよう希望します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>

<p>新たな接続メニュー(特定光信号端末回線の接続)に関するその他の料金</p>	<p>正式な受付システムへ移行後、既設のフレキシブルファイバの管理情報を同システムに移行するような場合においては、例えば既設のフレキシブルファイバの ID が変更となること等により各種手続きが煩雑になったり、保守運用に支障が出たりしないよう柔軟な運用を実施して頂くことを要望します。</p> <p>(KDDI 株式会社)</p>
<p>-</p>	<p>フレキシブルファイバ(光エリア外)、フレキシブルファイバ(光エリア内のビルの屋上等)の活用方法において光回線未提供エリア及び集合住宅オーナーが壁面配線を拒否してサービスを提供出来ない住宅へのアクセス手段として活用は出来ないか？</p> <p>NTT の最新工法「すき間配線ケーブルによる施工」を活用し移動通信端末のアンテナをベランダの手すりに設置し、窓の隙間から屋内のルーターに引き込み利用する。</p> <p>外部アンテナである為、住宅内では圏外となる高周波でも最高速度で通信可能な電界強度を確保出来る為、安定した通信速度を求める多くのユーザーのニーズに合致する。</p> <p>また、壁面配線を拒否するオーナーは 90 年代の衛星放送開始時期から悩まされる問題である為、衛星アンテナをベランダ手すり上部で挟み込んで固定する設置用金具が存在している。</p> <p>同様の金具でベランダに外部アンテナを設置しアンテナ線をエアコンダクトやすき間配線ケーブルで屋内への引き込みを行えば設置は容易である。</p> <p>光エリア外僻地の不採算エリアにおける固定電話代替として LTE 型固定電話への移行でも当該施策は有効利用できるのではないのでしょうか？</p> <p>すき間配線ケーブルによる施工</p> <p><a href="https://www.ntt-east.co.jp/iwate/sekoujirei.pdf">https://www.ntt-east.co.jp/iwate/sekoujirei.pdf</a></p> <p>衛星放送ベランダ設置用金具</p>

	<p><a href="https://dxantenna-product.dga.jp/detail.html?id=2080&amp;category=35&amp;page=1">https://dxantenna-product.dga.jp/detail.html?id=2080&amp;category=35&amp;page=1</a></p> <p>(個人 A)</p>
-	<p>&gt;NTT 東日本、NTT 西日本、両方に対して</p> <p>光ファイバについて、配管等を通す場合、ビル構内での盗聴等を目的とした工作行為の被害に遭う蓋然性が増えるのではないかとと思われるが、1秒1回以上の回線状態監視や光ファイバの光の品質についての監視を行い、その様な事態を未然に防ぐようにすべきかと考える。(現状、行っていないかもしれないが、行うべきであるし、全ての光回線において行うべき事であるので、行っていただきたい。取得結果については一定期間の後にまとめる事を可として良いのではないかとと思われるが、一定期間は結果そのものを保持するようにされたい。(なお、通信事業者やデータセンタ等による契約の場合等は、永続的に保存しておくのが適切であると考え。))</p> <p>なお、フレキシブルファイバとは別に、NTT 東西は、要望があった場合において、事業者、また一般の利用者に対しても、シングルスター方式での光回線の提供を行うコースを「フレッツ」等で設けるようにしていただきたい。(「フレッツ」ビジネスコースでもこれがされていないというのは驚く事であり、困った事でもあると考えるが、多くの事業者等が物理的な構成からして格段のセキュリティの高さ(物理的に下り回線の盗聴を分岐方式光回線(GE-PONによるダブルスター方式)の同枝の別 ONU(論理的に見分けが付かない場合があるかもしれないが、物理的に別の ONU という意味で言っている。)(あるいは中間地点)で行われる事が無いのは物理的な原因ある格段のセキュリティの高さであろう。)の回線を用いれるようにしていただきたい。(当初の B フレッツではそれが出来ていたもので、出来るはずなのではないかと思われるのであるが、NTT 東西は、市井に多数存在するであろう各種の作業員(朝鮮・中国の者だけでなく、日本国内の者もいるであろう。)による分</p>

	<p>岐方式光回線の同枝の別 ONU 等による盗聴から、事業者等が距離を置けるように、一般的な事業者や家庭へのシングルスター方式での光回線通信の提供を復活していただきたい。))</p> <p>意見は以上である。</p> <p>(個人 B)</p>
--	---